

## 第5章

# 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

## 1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備

### (1) 介護予防事業の推進

#### 【現状と課題】

本市では、在宅介護支援センターが、各地区の健康ボランティア等の活動とも連携しながら、介護予防意識の啓発講座を開催するなど、意識の高揚を図っています。また、地域包括支援センターや市から委託したりハビリテーション事業所の専門職等によって、住民主体の「通いの場」づくりに向けた集中的な支援を実施するとともに、市社会福祉協議会と連携し、「ふれあいいきいきサロン」の育成・支援が図られ、こうした「通いの場」の箇所数、参加者数とも増加傾向にあります。

今後、さらに介護予防意識を高め、「通いの場」づくりを進めるためには、介護予防への関心が薄い層への働きかけが重要となるため、健康ボランティア等の裾野を広げるとともに、介護予防に関する情報などが共有できる拠点づくりが求められます。

さらに、高齢者への保健事業と介護予防の一体的実施が求められており、蓄積されたデータ（ビッグデータ）の活用と専門職の関与によって、効果的な介護予防が進められるよう、体制を整えていく必要があります。

#### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防に資する「通いの場」への参加者数 (人)	4,276	4,375	4,428	4,481	4,534

※各年度末現在。ふれあいいきいきサロン、介護予防自主グループなどでおおむね週1回以上介護予防の取り組みを行う住民主体の通いの場への参加者数

#### 【具体的な取り組み】

##### ①介護予防の普及・啓発

高齢者の介護予防に対する意識を高めるため、健康ボランティアの活動や広報よっかいち、ケーブルテレビなどを通して、認知症や転倒予防、フレイル予防に関する知識などの普及に努めます。また、老人福祉センターの統廃合を含めて、その機能を見直すことで、介護予防に関する拠点を整備し、介護予防のさらなる普及・啓発を進めます。

また、在宅介護支援センターが、体操の実践も交えながら、地域の集会所での介護予防教室や各地の高齢者の「通いの場」への出前講座を実施して、介護予防への興味・関心を高め

ます。

あわせて、年齢や体力に応じて気軽に参加できる軽スポーツの普及を図り、健康づくりを推進します。

また、役割がある形での社会参加が、高齢者の介護予防に効果的であることから、就労的活動支援コーディネーターの配置も含めて、就労的活動の普及促進について検討します。

## **②地域における介護予防の取り組みの支援**

地域における住民主体の介護予防の取り組みをさらに発展させるため、地域包括支援センターが中心となって、地域での継続的な介護予防の取り組みの重要性を啓発するとともに、介護予防に資する「通いの場」を立ち上げる住民団体には、集中的な支援を行います。

また、こうした「通いの場」が活動を継続できるよう、地域包括支援センターや介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が、適宜、体操に関する助言・指導などを行うほか、介護予防に関する拠点を整備し、市からの健康・介護予防にかかる情報発信とともに、団体間の情報交換、研修の場等として活用します。

加えて、これらの「通いの場」も含めた「ふれあいいいききサロン」の運営に関して、市社会福祉協議会と連携しながら支援を行うとともに、地域における介護予防の活動をリードし、支援する健康ボランティアの育成にも引き続き取り組みます。

一方、感染症に伴う「新しい生活様式」への対応が求められる中での地域における「通いの場」の実施について、情報提供を行うとともに、手法及び必要な支援を検討します。

## **③介護予防と保健事業との連携**

医療保険給付等のビッグデータを活用した高齢者への保健事業と介護予防の一体的実施による取り組みを開始し、地域の健康課題の分析を進めるとともに、高リスク者への支援、「通いの場」への保健・医療専門職による働きかけを進めます。

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の拡充

### 【現状と課題】

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における多様な主体による多様なサービスを拡充するため、生活支援コーディネーター等による実施団体への支援を行ってきました。その結果、令和2年3月末現在、22カ所で住民主体サービスが提供されるまでに増加しています。今後は、地域事情が異なる中でサービスの立ち上げが容易ではない地域も予想されることから、生活支援コーディネーター等とも連携しながら、地域の状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

また、総合事業のケアマネジメントにあたっては、「介護予防ケアマネジメントマニュアル」を作成するとともに、自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止につながる効果的なケアマネジメント及びアセスメントを進めています。今後も、自立支援のためのケアマネジメントに向けて、自立支援型地域ケア会議を活用するなど、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を図ることが必要です。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
住民主体サービス数（カ所）	22	25	29	33	37
訪問型サービス（カ所）	10	12	14	16	18
通所型サービス（カ所）	12	13	15	17	19

※各年度末現在。介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体訪問型サービスと住民主体通所型サービスの実施箇所数

### 【具体的な取り組み】

#### ①住民主体サービスの育成

住民主体の支え合いによる訪問型・通所型サービスをさらに拡充するため、生活支援コーディネーター、在宅介護支援センターなどと協力しながら、地域の支え合い活動の育成、サービスの立ち上げ支援などを行い、サービスのない地域での実施をめざします。

また、現行の実施団体を引き続き支援するため、研修や団体間の意見交換ができる「住民主体福祉サービス団体連絡会議」を、生活支援コーディネーターと連携しながら開催します。

一方、住民主体サービスの担い手となるボランティアや役割がある形での高齢者の社会参加を促すため、ボランティア・ポイント制度や就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

#### ②介護サービス事業所や専門職を活用したサービスの実施

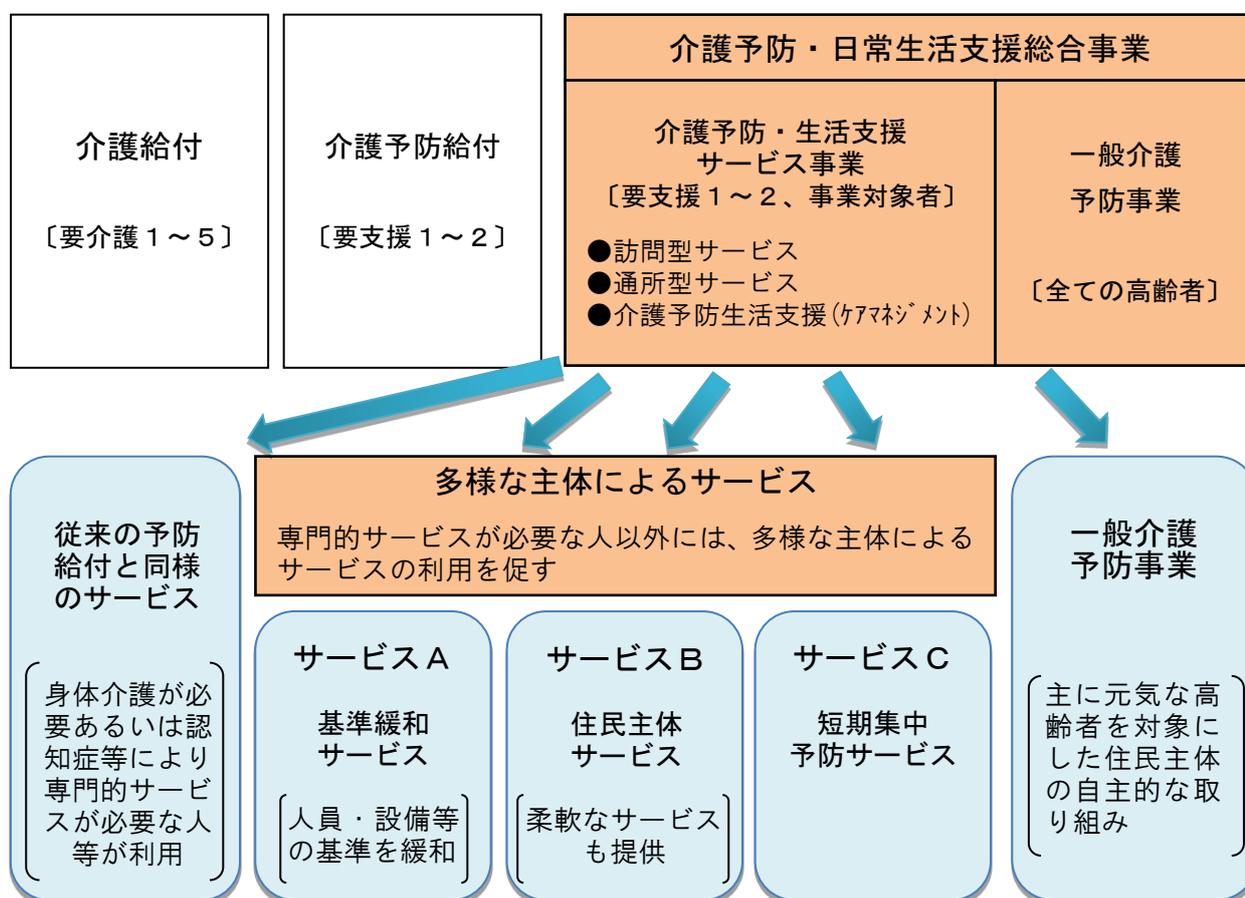
基準緩和サービス及び短期集中予防サービスの訪問型・通所型サービスについては、総合事業利用者のニーズに合わせて必要量が提供されるよう、シルバー人材センター、訪問介護事業者、在宅介護支援センター、通所リハビリテーション事業者への働きかけを行い、サー

ビス提供体制の整備に努めます。

### ③自立を支援する介護予防ケアマネジメントの実施

在宅介護支援センター、地域包括支援センターでの総合相談の過程で適切に総合事業のサービスにつなげられるよう努めるとともに、総合事業の利用者に対し、一人ひとりの状態や置かれている環境に応じて、要介護状態となることを予防し、自立支援が図られる適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域包括支援センター職員やケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を図ります。そのため、研修の機会を確保するとともに、自立支援型の地域ケア会議のさらなる拡充を図ります。

図 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ



### (3) 地域における生活支援・見守りの体制づくり

#### 【現状と課題】

本市では、市社会福祉協議会等と連携し、民生委員児童委員や老人クラブ、ボランティア等が行う高齢者の見守り活動に対する側面的な支援を行ってきました。また、市社会福祉協議会に各ブロック担当の生活支援コーディネーターを配置し、地区地域ケア会議を生活支援の協議体と位置づけて連携方策を検討するなど、総合事業の住民主体訪問型サービスをはじめとした生活支援の取り組みを育成・支援してきました。

このほか、高齢者宅を訪問する機会が多いライフライン事業者や配達事業者等との「見守り協定」の締結により、高齢者の孤立死の未然防止や虐待等の早期発見を図るしくみづくりも進めてきました。

こうした取り組みによって、地域における生活支援と見守りの体制づくりへの重要性が浸透しつつありますが、今後も継続した働きかけを進めるとともに、民間企業等も巻き込んだ地域ぐるみの取り組みへと発展させていくことも必要です。

さらに、災害時対応については、避難行動要支援者名簿に基づく、地域組織による支援体制が徐々に整いつつあり、地域事情に合わせて取り組みを行っています。今後は、こうした地域での自主的な取り組みと介護関係者の連携について、引き続き検討を進めるとともに、福祉避難所の運営などについて、感染症対策を踏まえて災害発生への備えを進める必要があります。

#### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り協定の締結事業者数(カ所)	49	51	54	57	60

※各年度末現在

#### 【具体的な取り組み】

##### ①地域における生活支援・見守りの体制づくり

引き続き、出前講座や広報よっかいち等を活用して地域での支え合いの重要性を市民に啓発するとともに、生活支援コーディネーターが中心となって、地域での介護予防の取り組みや支え合いによる生活支援、見守りの担い手の発掘・育成を進めます。また、協議体として位置づける地区地域ケア会議について適宜見直しを行いつつ、在宅介護支援センター、生活支援コーディネーター、地域の各種団体、関係機関などが協働しながら、それぞれの地域における生活支援・見守りの体制づくりを進めます。

今後は、こうした体制づくりをさらに推進するため生活支援コーディネーターが、より効果的な活動ができるよう、その役割等について必要に応じて見直しを行います。

## **②地域における福祉活動の促進**

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会、老人クラブなどの地域における福祉活動の担い手やボランティアが主体となった生活支援や、見守りの活動が円滑に進められ、さらに発展するよう、市社会福祉協議会等と連携し、活動への支援を進めます。

## **③見守り活動等の促進**

孤立死を未然に防止するとともに、虐待や認知症で支援が必要な高齢者を早期に発見するため、民間企業と協定を結び、見守り体制の充実を図ります。

## **④災害時対応の確立**

大規模災害などに備え、災害対策において特に配慮が必要な人への対応を図るため、地域での取り組みを支援するとともに、地域組織と在宅介護支援センターや介護サービス事業所等との連携について、平時からの備えを含めた検討を進めます。

また大規模災害時に、一般の避難所での生活が困難な方に対応する福祉避難所を、感染症対策にも配慮した上で拡大できるよう、介護サービス事業所へ働きかけていきます。

## (4) 高齢者の自立生活や家族に対する支援

### 【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者などの自立生活を支えるため、訪問給食や緊急通報装置の貸与、火災報知機等の日常生活用具の給付などを行い、日常生活の環境づくりを支援してきました。また、介護者への支援として、在宅介護支援センターなどでの相談に応じ、必要な支援を行っています。

今後も、高齢者の在宅生活を支えるとともに「介護離職ゼロ」を実現するため、家族介護者の身体的・精神的な負担を軽減する効果的な支援に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者などの安全確保と自立生活を支えるサービスのさらなる充実に努める必要があります。

特に、ひとり暮らし高齢者などの入退院や入退所時に、家族や親族等の支援が得られにくい場面が増加しており、これに対する新たな支援のしくみが求められています。

高齢者の移動手段については、庁内担当部局間で支援の方向性を検討していますが、高齢化の進行に伴う運転免許自主返納の増加や運送業界の人手不足の中で、高齢者の移動支援が大きな課題となっており、支援策の具体化を進めていくことが必要です。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅介護支援センターにおける家族からの相談件数 (件)	8,249	7,832	8,228	8,264	8,301

### 【具体的な取り組み】

#### ①介護者への支援

在宅で要介護高齢者等を介護する家族を支援するため、在宅介護支援センターなどで相談を受けるとともに、介護者の集いの場づくりや家族介護者向けの研修会などを含め、効果的な支援策について関係者間での検討を進めます。

#### ②自立生活を支援する環境づくり

ひとり暮らし高齢者などの自立生活を支えるため、訪問給食の実施とともに、緊急通報システムの貸与や日常生活用具の給付などを行い、日常生活の環境づくりを支援します。

また、家族や親族等の支援が得られにくいひとり暮らし高齢者などが、入退院、入退所時に、スムーズに医療、介護サービスを利用したり、在宅生活に復帰したりできるよう、医療機関、福祉施設と在宅介護支援センター、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、その他の関係者が連携しながら、各種手続き、金銭の支払い、自宅の管理等の生活支援ができるシステムの構築に向けて検討を進めます。

さらに、自力でのごみ出しが困難な世帯を支援するため、介護サービス事業者等と連携したごみ収集システムを構築します。

### **③高齢者の移動手段の確保**

高齢者の生活実態に即した移動手段の確保に向けて、公共交通不便地域の対策を進めるとともに、公共交通の利用が困難な高齢者に対しては、福祉有償運送や総合事業の住民主体サービスなどを活用できるよう、そのしくみの整備、担い手の確保に努めます。

また、認知症高齢者が増加する中、関係機関と連携しながら、運転にリスクを伴う高齢者に運転免許の自主返納を促進します。

### **④住まいの確保に対する支援**

高齢者にとって住まいの確保は困難な場合が多いため、引き続き、三重県居住支援連絡会の取り組みや居住支援法人との連携のもと、住宅セーフティネット法に基づく支援を行います。

また、市営住宅については、高齢者の入居希望が多いため、円滑に入居できるよう配慮していきます。

このほか、増加する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者保護の観点から、県との情報共有を密にし、三重県が行う指導監督に必要な協力を行います。

## 2. 医療と介護の連携

### (1) 医療・介護の連携体制の強化

#### 【現状と課題】

本市では、在宅医療と介護との連携を進めるため、在宅医リスト・在宅歯科医リストを医師会、歯科医師会の協力のもと作成するとともに、在宅療養サポート薬局や訪問看護ステーションのリストを作成し、これらを活用することで、在宅での療養を希望する市民がスムーズに在宅医療を利用できるような体制を整えています。また、医療・介護連携地域ケア会議など、医療・介護関係者が集まる場を継続して開催し、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策の検討を行っています。

あわせて、介護施設で働く看護職や福祉職向けに在宅医療に関する研修を実施するとともに、福祉職向けに看取り、口腔ケア、服薬管理などに関する研修を実施するなど、介護関係者と医療関係者の相互理解を深めるための取り組みも進めています。

また、医療と介護のさらなる連携強化を図るため、県内の主要医療機関が導入しているICTを活用した情報共有システム(ID-Link)の機能を利用し、医療と介護関係者間の情報共有を進めるとともに、病院から在宅療養への円滑な移行を行うため、市内の医療・介護関係者の役割を定めた「退院時カンファレンスマニュアル」の改訂を行いました。

さらに、在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」において、在宅医療・介護関係者双方からの相談を受け付け、連携の円滑化を支援しています。

今後も、病院から退院後、地域の中で必要な医療や介護サービスを切れ目なく受けることができるよう、「退院時カンファレンスマニュアル」を利用した退院時カンファレンスの実施率を高めていくことが必要です。また、在宅療養者の症例に合ったケアプランを作成するため、引き続きケアマネジャーの医療知識の向上を図る必要があります。

#### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携支援センター相談件数 (件)	1,013	1,000	1,000	1,000	1,000

#### 【具体的な取り組み】

##### ①地域の医療・介護の資源の把握

引き続き医療・介護に関する必要な在宅資源の情報収集を行い、最新の情報を把握するとともに、新たな情報については、リスト化・情報提供し、医療・介護関係者が相互に必要な情報を把握することにより、円滑な連携を行うことができる体制を整えます。

## **②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討**

各地区で実施する地域ケア会議や中・北・南のブロックごとに実施する医療・介護連携地域ケア会議において、在宅医療・介護連携に関する課題を抽出し、検討を行い、解決を図ります。

また、医療的な支援が必要な全市的な課題については、「安心の地域医療検討委員会」で検討し、課題解決に向けた制度や体制の構築を行います。

## **③在宅医療・介護関係者の情報共有の支援**

医療関係者、介護関係者ともに、「ID-Link」への参加を促すため、研修会の実施を継続的に行い、「ID-Link」を活用した事例の紹介を行うとともに、システムの利便性や安全性を周知します。

## **④医療・介護関係者の研修**

介護サービス事業所で働く職員のニーズに合わせた医療に関する研修を引き続き実施し、介護関係者と医療関係者の相互理解を深めます。特にケアマネジャーへの研修を充実させ、在宅療養者の症例に合ったケアプランづくりにつなげます。

研修の実施にあたっては、オンライン化を推進するなど、研修機会の増加、研修形式の多様化を図ります。

## **⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援**

四日市市在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」が医療関係者、介護関係者双方からの相談によって収集した情報をもとに、連携強化・課題解決に向けた取り組みを行います。

また、在宅医と訪問看護師に加え、歯科・薬局の役割や機能について、口腔ケアと服薬管理に関する研修の充実により関係者のさらなる理解を深め、連携推進を図ります。

## **⑥関係市町の連携**

県が実施する会議や研修会において関係市町の情報を収集し、必要に応じて広域連携について検討を行います。

## (2) 高齢者・家族を支える環境づくり

### 【現状と課題】

本市では、在宅で療養する高齢者等やその家族が安心して療養生活を送ることができるよう、在宅医療ハンドブックやリーフレットを作成するなど、在宅での療養生活を送る上で、必要な情報の提供に努めるとともに、医療に関する相談に適切に対応できるよう、在宅介護支援センターへの医療職の配置を進めてきました。

在宅での療養生活を医療面で支える訪問看護については、訪問看護師の養成やスキルアップのための研修の充実に努めるとともに、訪問看護ステーションの運営の安定化に向けた相談・支援の充実に努めてきました。

また、入院が必要となった在宅療養者のスムーズな受け入れができるよう、病院などに病床を確保する在宅医療支援病床確保事業を実施しています。

今後も、在宅で療養する高齢者等やその家族が身近なところで在宅医療や介護に関する相談ができ、必要な情報を得ることができるよう体制づくりを進めるとともに、在宅医療を支える訪問看護等の充実に努める必要があります。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護サービス利用人数（人）	910	967	1,037	1,059	1,072

### 【具体的な取り組み】

#### ①切れ目のない在宅医療と介護体制の構築推進

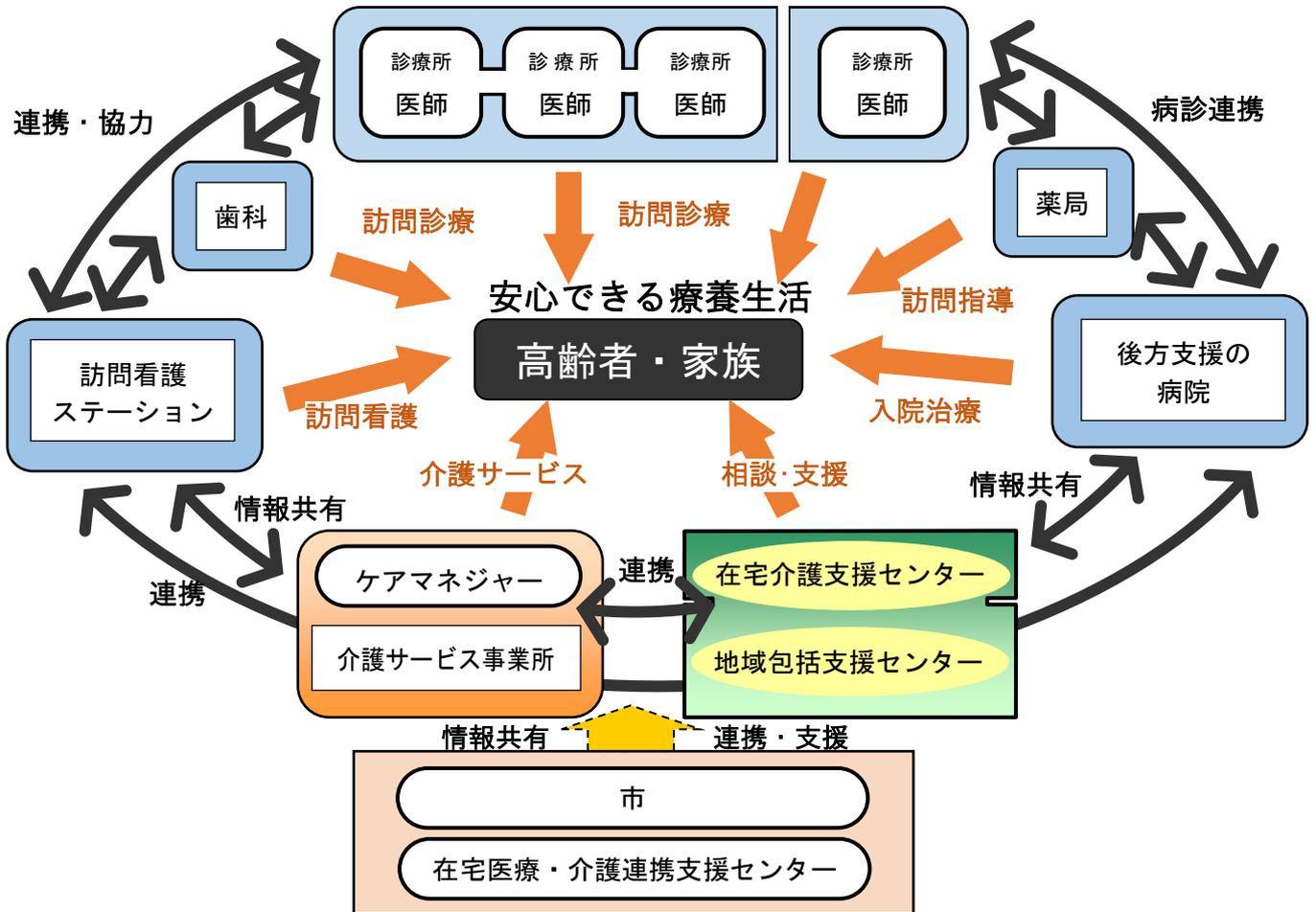
訪問看護師のスキルアップを図るため、引き続き、訪問看護師のニーズに合った研修を実施します。

また、訪問看護サービスについて、24時間対応に向けた訪問看護師の確保を促すとともに、リーフレット等による周知を行うことで、利用を促進します。

さらに、高齢者の在宅生活を支えるための訪問診療・歯科・リハビリテーション・看護等にかかる医療機関・専門職と介護サービス事業所との情報連携を強化します。特に、在宅療養者の口腔ケアが継続的になされるよう、口腔にかかる情報を引き継げる環境を整えます。

このほか、在宅療養者及び家族が安心して療養生活が送れるよう、在宅医療の後方支援体制の確保を継続します。

図 在宅療養生活を支える医療・介護ネットワークのイメージ



### **(3) 市民啓発の推進**

#### **【現状と課題】**

本市では、在宅医療に関する市民意識を高めるため、講演会の開催や在宅医療ガイドブックの作成・配布、広報よっかいち等での情報提供により、在宅医療について、広く市民への周知に努めました。また、市民が企画する在宅医療講演会等への支援を通じ、地域単位での啓発活動を進めています。

今後も、病院から在宅医療へのスムーズな移行を進めるにあたり、在宅医療に関する一層の周知はもとより、看取りに関して「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」についても普及・啓発を図ることが必要です。

#### **【実績と目標】**

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療講演会の開催回数（回）	15	5	17	20	24

#### **【具体的な取り組み】**

##### **①地域住民への普及啓発**

継続的に講演会を実施するとともに、広く在宅医療ガイドブックの配布を行い、在宅医療や訪問看護ステーションなどについての啓発を進めます。また、各地区での在宅医療の啓発を推進するため、市民企画の在宅医療講演会の実施を継続して支援します。

あわせて、命に関わるような病気やケガをして、命の危険が迫った状態になった場合の、望む医療やケアについて、前もって考え、信頼できる大切な人と繰り返し話し合い、共有する「人生会議」を行うために大切なことを記載する冊子「これからノート」の周知、啓発を行います。

### 3. 認知症施策の推進と権利擁護

#### (1) 普及・啓発の推進

##### 【現状と課題】

認知症の人やその家族が住みやすいまちをつかっていくためには、地域の理解の促進が不可欠となります。こうしたことから、本市では、市及び地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となって、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を可能な範囲で手助けする認知症サポーターを養成してきました。あわせて、認知症サポーターから一歩進んで具体的な支援に関わる「認知症フレンズ」の育成にも取り組んできました。

また、認知症に関する講演会の開催や広報よっかいちでの特集記事などを通じて、広く市民に対して、認知症に対する正しい知識の普及に努めています。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、高齢者を取り巻く環境が厳しくなっている中にもあっても、今後さらに認知症に対する市民や企業などさまざまな分野における理解を深め、地域全体で認知症高齢者を見守り、支えていけるよう、より効果的・積極的な普及・啓発活動を推進していくことが必要です。

##### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座受講者数 (人)	26,410	26,900	28,600	30,300	32,000

※各年度末現在。受講者数の累計。

##### 【具体的な取り組み】

#### ① 認知症サポーターの養成

認知症サポーターの養成について、学校、地域、企業などの協力を得ながら、さらに積極的に進めるとともに、サポーター養成の講師となる「キャラバンメイト」の育成や活動支援にも取り組みます。

また、認知症サポーターからさらに進んだ支援に関わる「認知症フレンズ」を育成するフォローアップ研修を継続し、認知症カフェやイベントへの参加などの活動を促進します。

#### ② 一般市民向け啓発事業の実施

認知症に対する正しい知識の普及を図り、地域での支え合いにつなげるため、広報よっかいちでの特集記事や各種メディアを通じた啓発、市民向け講演会の開催などに取り組めます。また、ショッピングセンターなど多くの市民が集う場での啓発など新たな普及・啓発活動を進めます。

### **③認知症地域支援推進員を中心とした広範かつ体系的な啓発の推進**

地域における認知症の人への支援体制づくりの推進役である認知症地域支援推進員が中心となって、地域や民間企業、学校など広範な団体・機関と連携しながら体系的・計画的に啓発活動を進め、認知症サポーター養成講座の受講を促すなどします。

地域への働きかけについては、「ふれあいいいききサロン」のような高齢者の集いの場などでの啓発を進めるとともに、在宅介護支援センターや民生委員児童委員など地域の各種団体と連携しながら、地域住民が主体となった啓発活動の実施をめざします。

民間企業に対しては、認知症の人と関わる人が多い小売業や接客業、金融機関、公共交通機関等の従業員の理解を深めるための啓発活動を進めます。

学校に対しては、子どもたちに高齢者や認知症の人との関わり方などを学び理解を深めてもらえるよう、高齢者との交流活動や認知症に関する啓発の機会の確保を働きかけていきます。

### **④認知症の人本人からの発信支援**

認知症の人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものとなります。こうした観点から、本市においても、講演会・講座などの場で本人からの発信の機会を確保できるよう努めます。

また、本人や介護者も含めた関係者・関係機関による協議の場を設置するなど、今後の認知症施策のあり方について検討を行う中で、本人や介護者の声を施策に反映できるよう努めます。

## (2) 状態に応じた適切なサービスの提供

### 【現状と課題】

本市では、民間企業等との協働による健康講座の開催や健康情報の発信などにより、若い世代から食生活や運動など望ましい生活習慣の普及・啓発に努めてきました。このほか、これまでの介護予防事業の普及啓発活動の中で、認知症予防の取り組みも積極的に推進しています。

認知症は早期に発見し、適切な治療につなげることが重要であり、本市では、各地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置して支援を進めています。また、医師会との連携のもと、認知症の相談・治療ができる医療機関を明確化するなど、認知症の早期診断・早期対応体制と円滑な医療・介護サービス利用のしくみづくりを進めてきました。

さらに、連携型認知症疾患医療センターが開催する地域連携会議を通して、関係機関の連携を強化してきました。こうした流れや各種制度・相談支援機関をまとめた認知症ケアパスである「認知症安心ガイドブック」を随時更新し、認知症の人や家族が円滑にサービスを利用できる環境づくりに努めています。

認知症の人に対するサービスとしては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型特別養護老人ホームといった地域密着型サービスの整備を進めてきました。また、ケアマネジャーやホームヘルパーなど介護職向けの認知症研修を実施し、サービスの質の向上に努めています。

今後も、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、医療機関、介護サービス事業所、関係団体等と協力・連携しつつ、認知症の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、必要なサービスの確保・充実を図る必要があります。

あわせて、発見が遅れがちな若年性認知症について、全国若年性認知症フォーラムを本市で開催するなど啓発に取り組んできましたが、就労支援など若年性認知症に特化した支援の充実が必要となっています。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム 対応件数 (件)	65	58	65	72	78

※各年度の新規対応件数。

### 【具体的な取り組み】

#### ①認知症予防の取り組み

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持等（三次予防）があり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という視点で取り組みを進めます。

認知症の発症遅延については、認知症の原因となる生活習慣病を予防するための啓発等を進めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みの中で、糖尿病性腎症重症化予防事業の拡充を図ります。

あわせて、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が実施する介護予防事業の各種講座などにおいて、認知症予防に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

また、早期発見・早期対応については、その重要性について、広く市民に啓発を進めるとともに、医師会とも連携しながら、早期発見に向けた検診等のしくみについて検討します。

さらに、認知症初期集中支援チームについて、関係機関への周知を進めるとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）、関係機関との連携を進め、認知症の早期発見・早期対応のさらなる充実に努めます。

## **②医療と介護が連携した支援体制の確立**

認知症の人が必要な医療・介護サービス等を利用しやすくするため社会資源を整理した認知症ケアパスを適宜更新し、支援の充実に努めます。

また、連携型認知症疾患医療センター、その他の専門医療機関、かかりつけ医、入院可能な精神科病院などとの連携体制を強化し、認知症に関する円滑な医療サービス提供体制を確立します。

これらの医療機関と介護関係機関のさらなる連携強化のため、認知症地域支援推進員の役割や体制について検討を行います。

## **③認知症高齢者向けサービスの充実**

認知症の人ができる限り身近な地域で暮らせるよう、日常生活圏域ごとに認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの地域密着型サービスの整備を進めます。

また、介護サービス事業所における認知症対応力の向上を図るため、ケアマネジャーやホームヘルパーなど介護職向けの各種の認知症関連研修の受講を指導するとともに、市独自の認知症対応に関する研修の実施について検討します。

## **④若年性認知症の人に対する支援**

若年性認知症について、一般市民や企業への啓発を進めるとともに、県に配置されている若年性認知症コーディネーターや関係機関などと連携しながら支援に努めます。一方で、就労継続や社会参加など、支援を行ううえでの課題も多く、全国の先進事例も参考にしながら、支援のあり方について検討します。

### (3) 介護者への支援

#### 【現状と課題】

本市では、認知症の人やその家族が、悩みや情報を共有し、交流できるよう、介護サービス事業所などと連携しながら、認知症カフェなどの集いの場づくりを進めてきました。

また、認知症の人が、日常生活上の事故等で賠償責任を負った場合に備える個人賠償責任保険制度を開始し、認知症の人や家族の安心の確保に努めています。

しかしながら依然として、認知症の人を介護する家族等の負担は大きいことから、今後も、認知症カフェの拡充を図り、広く市民に周知するとともに、家族会の活動への支援を含め、介護者の負担軽減を図るための有効な取り組みを検討し、実施していく必要があります。

#### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ参加者数 (人)	189	97	170	190	210

※各年度未現在。認知症カフェに参加する認知症の人の数。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①認知症カフェの充実

認知症の人や家族が交流し、悩みや情報を共有するとともに、医療・介護の専門職に気軽に相談できる場としての認知症カフェについて、介護サービス事業所などと連携しながら、その拡充に努めるとともに、認知症の人や家族へのさらなる周知を図り、利用を促進します。

あわせて、認知症カフェへの地域住民の参加を促し、認知症に関する正しい理解の普及・啓発を進めます。

##### ②家族等の介護者への支援

認知症の人の家族の負担軽減を図るため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの介護サービス事業所に対して家族等の介護者向けの認知症介護教室の実施を働きかけるとともに、家族会の活動に対する支援を行います。

また、認知症の人を対象とした個人賠償責任保険制度を継続し、認知症に起因する事故等への家族の不安の軽減を図ります。

## (4) 見守り体制の充実

### 【現状と課題】

本市では、行方不明となった認知症の人を早期に発見できるよう、高齢者みまもりネットワーク会議において連携体制を整備するとともに、行方不明となった場合に、その情報をメールの受信登録をした市民や企業に配信する認知症高齢者等SOSメール配信事業を推進しています。加えて、二次元コードを記載した「安心おかえりシール」の交付やGPSの貸与など、ICTを活用した見守り支援事業も開始しました。

ひとり暮らしや高齢者世帯が増加し、認知症高齢者も増加すると見込まれる中、見守りの重要性はさらに高まることが推測されるため、こうした施策を活用しつつ、地域住民、事業者等と協働した見守り体制の充実に努めることが必要となっています。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
SOSメール登録件数 (件)	4,330	4,600	4,870	5,140	5,410

※各年度末現在。SOSメール受信登録件数。

### 【具体的な取り組み】

#### ①行方不明高齢者早期発見のための見守り体制の充実

行方不明となった認知症の人を早期に発見し、事故などに巻き込まれることを防止するため、SOSメール配信事業やICTを活用した見守り支援事業を広く周知し、利用の促進に努めるとともに、市民・企業等に対しても、積極的に啓発を進め、見守り体制を強化します。

#### ②地域における見守り、生活支援の充実

認知症サポーターや認知症フレンズ、民生委員児童委員などに対して、普段の暮らしにおける見守りや声かけを呼びかけるとともに、行方不明高齢者への対応模擬訓練など、地域住民による見守りの取り組みを推進します。

また、認知症の人やその家族の困りごとに対応した見守りや生活支援などを行う「チームオレンジ」の取り組みについて、検討を進めます。

## (5) 権利擁護の取り組みの推進

### 【現状と課題】

本市では、「高齢者みまもりネットワーク会議」が中心となり、高齢者虐待を未然に防止するための啓発活動を進めるとともに、高齢者宅を訪問する機会が多いライフライン事業者や郵便・宅配事業者などと「見守り協定」を締結するなど、民間企業の協力も得ながら、虐待の早期発見に努めています。また、虐待を発見した場合は、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市が連携しながら迅速かつ適切な対応を行っています。

また、サービスの利用手続きや日常の金銭管理が困難な高齢者等に対する権利擁護としては、「成年後見サポートセンター」において成年後見制度の利用促進を図るとともに、市社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業による支援を行っています。

認知症高齢者の増加に伴い、虐待対応を含む高齢者の権利擁護がますます重要となることから、今後も関係機関の連携強化、職員の対応力の向上とともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度が必要な人への制度の周知や利用支援を引き続き行っていく必要があります。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見サポート相談件数（件）	577	514	521	528	535

### 【具体的な取り組み】

#### ①虐待の防止と対応

高齢者の虐待を未然に防止するため、市及び関係機関が出前講座やリーフレットなどを活用して啓発を進めます。また、介護サービス事業所や民生委員児童委員などの関係機関、「見守り協定」を締結した民間企業などの協力を得ながら、虐待の早期発見に努めます。

こうした取り組みが円滑に進められるよう、「高齢者みまもりネットワーク会議」などを通じた関係機関の連携強化を進めます。

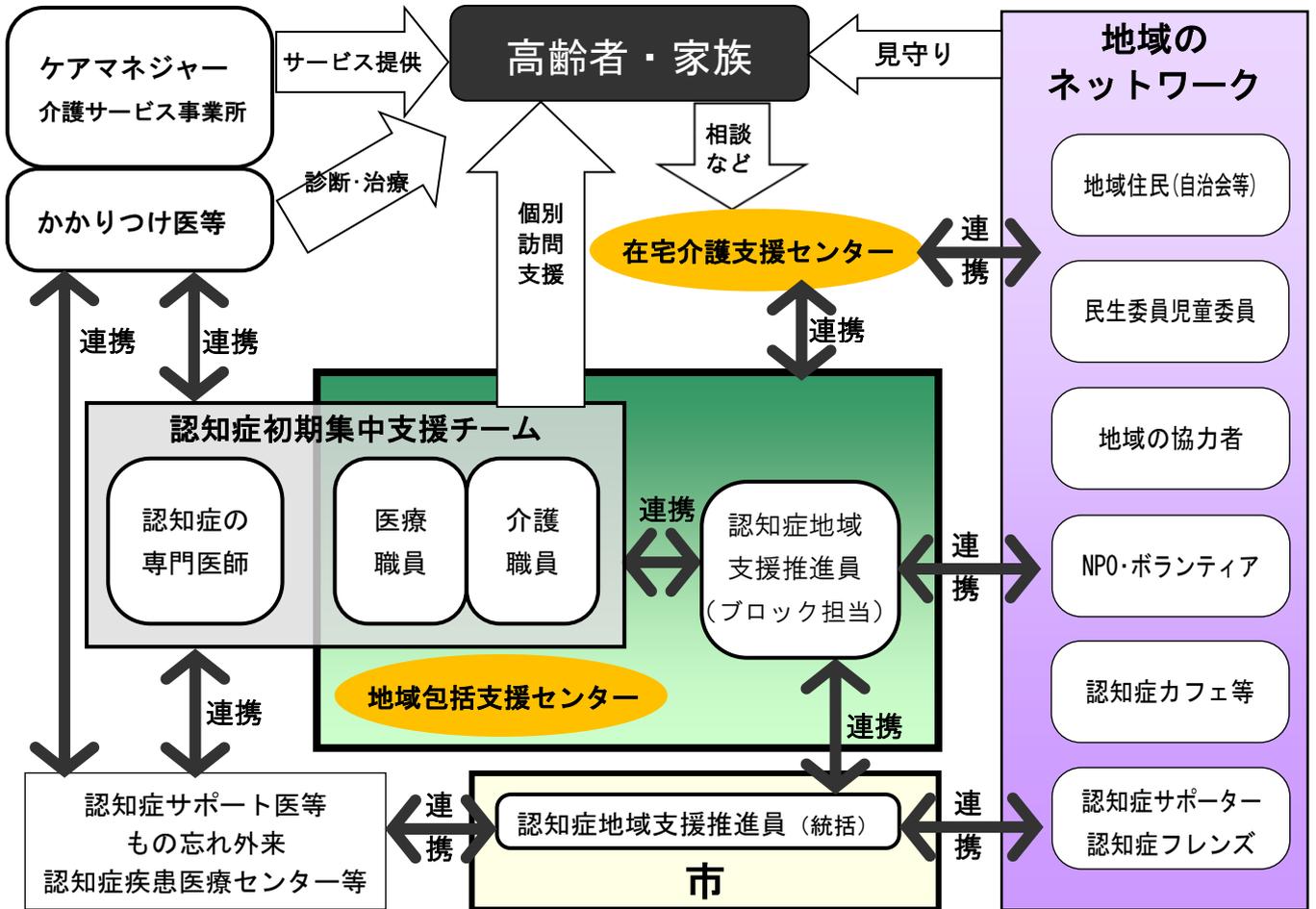
さらに、虐待を発見した場合に高齢者や家族に対する迅速で適切な支援ができるよう、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市及び関係機関の連携体制を強化するとともに、研修などを通して職員の対応力の向上を図ります。

#### ②高齢者の権利を守る取り組み

判断能力が不十分な認知症高齢者などが不利益を被らないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、必要な人が、これらの制度を円滑に利用できるよう、成年後見サポートセンターなどにおける相談・支援を行います。

また、高齢者に対する消費者被害の未然防止・早期対応のため、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市の関係部局及び警察署が連携して取り組みを進めます。

図 認知症施策の推進体制のイメージ



## 4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営

### (1) 介護保険サービスの充実

#### 【現状と課題】

本市では、介護保険サービスの充実を図るため、介護保険事業計画に基づき施設整備を行うとともに、特に、中重度要介護者の在宅生活の継続に対応できるよう地域密着型サービスなどの確保にも取り組んできました。しかし、介護職員不足などの影響から事業の規模拡大を抑制する動きもあり、地域密着型サービスについては計画よりも整備が遅れており、利用者数も目標値を下回っています。

今後も、地域密着型サービス利用者数に加え介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数の推移を把握しながら、引き続き必要なサービスを確保するため、地域密着型サービスの整備を行いつつ、既存施設の活用や機能強化も併せて対応していく必要があります。また、施設・居住系サービスの適切な基盤整備量を設定するためにも、市内で増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の状況を把握していくことが求められます。

#### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型サービス利用者数 (月平均) (人)	1,310	1,383	1,472	1,507	1,649

※各年度の月あたり利用者数平均

#### 【具体的な取り組み】

##### ① 介護保険サービスの確保

要支援・要介護状態の高齢者などができる限り在宅生活を継続できるよう、サービスの利用動向やニーズ変化なども注視しながら、適切な介護保険サービス量の見通しに沿って、必要な事業所の整備を進めます。また、特別養護老人ホームについては併設ショートステイの転換による増床化を図るとともに、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については定員（ユニット）の増加を図るなど、既存施設を活用した整備を行うほかサービスの多機能化を働きかけていきます。

##### ② 在宅生活を支えるサービスの充実

中重度の要介護者のニーズの高まりに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所について、未整備となっている圏域での整備を進め、必要なサービス提供量を確保するよう努めます。なお、これらのサービスを普及させる観点から、サービス利用の周知・啓発を図るとともに、地域密着型通所介護の指定を引き続き制限するほか、県による通所介護の新規指定に関して

も、引き続き制限を行います。

### **③まちづくりと調和した施設整備**

介護施設や有料老人ホーム等の住まいの整備については、市街化区域で行うことを原則とし、他の介護サービス事業所についても同様とします。なお、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、県との情報共有を図り、整備状況を把握するとともに、適切な施設整備がなされるよう努めます。

ただし、市街化調整区域であっても、周辺住民のための地域サービス施設や医療系の小規模な施設の整備及び既存施設の更新については、関連法令等を踏まえた上で、個別に対応します。

## (2) 要介護者等へのリハビリテーション提供体制の構築

### 【現状と課題】

本市においては、基本理念の趣旨である住み慣れた地域での自分らしい生活の継続を可能とするため、特に、訪問・通所リハビリテーションサービスの充実を重視しています。

要介護認定者1万人あたりの訪問リハビリテーション事業所数については、国・県の平均をわずかに下回るものの、通所リハビリテーション事業所数は、国・県の平均を上回っています。また、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの要介護度別利用率については、介護度ごとのばらつきはみられるものの、おおむね国・県平均と同程度となっています。

要支援者・要介護者の重度化を防止し、在宅生活を支援するためには、切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築が必要です。

### 【実績と目標】

	見込み	目 標		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問リハビリテーションサービス 利用人数 (人)	361	389	402	406
通所リハビリテーションサービス 利用人数 (人)	1,211	1,295	1,333	1,352

### ①リハビリテーションサービス提供基盤の構築

要介護者等の在宅生活を支援するため、通所リハビリテーション事業所に対し、訪問リハビリテーション事業の展開を働きかけるとともに、リハビリテーション専門職の職能団体を通じ、サービス提供体制の充実を促します。

### ②要介護者等の自立支援に向けたリハビリテーションサービスの提供

ケアマネジャーに向けたリハビリテーションの重要性についての啓発・研修を実施するほか、リハビリテーション専門職を交えた自立支援型地域ケア会議の場で、リハビリテーションの視点を生かしたケアマネジメントの浸透を図ります。

このように自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントを進めることで、必要な人に必要なリハビリテーションサービスが提供されるよう努めます。

### (3) 介護保険サービスの質の向上

#### 【現状と課題】

本市では、介護保険サービスの質を確保するため、介護職員に対する研修、介護サービス相談員によるニーズ聴取、第三者評価制度の活用及び事業者への指導・監督を行っています。介護職員への研修は、介護保険サービス事業者連絡会や医療・介護ネットワーク会議を活用しており、認知症にかかる研修については事業所への周知を行っています。また、介護サービス相談員は、事業所を定期的に訪問して利用者のニーズ把握を行い、利用者と事業者との橋渡し役を担っています。

事業所の取り組みでは、地域密着型サービス事業所において、サービス提供内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保をめざす運営推進会議等を設置しています。特に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、事業所自らが評価を行う自己評価及び第三者の観点から評価を行う第三者評価を行っています。

事業者への指導・監督については、おおむね3年に一度の実地指導を行うよう努めています。今後も、介護保険サービスの質の向上を図るため、こうした取り組みの継続が求められますが、介護サービス相談員の確保が困難になりつつあることなどから、持続可能でより効果的な取り組みについて検討していくことが必要です。

#### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス相談員派遣事業所数 (カ所)	130	130	132	134	136

※各年度末現在

#### 【具体的な取り組み】

##### ①介護技術などの向上

介護職員の介護技術や認知症対応力、医療知識などの向上を図るため、県や職能団体など関係機関の協力を得ながら研修などを充実させるとともに、研修に関する情報提供を行い、受講を促します。

また、自立支援・重度化防止のための取り組みを進めるため、こうした取り組みを実践している事業所に対するインセンティブについて、引き続き検討します。

##### ②自己評価・第三者評価の促進

地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議等へ積極的に参画し、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表するよう促します。また、自己評価及び第三者評価についても、実施と結果の公表を促します。

なお、「新しい生活様式」を踏まえた運営推進会議等のあり方について検討を行います。

### **③事業者に対する指導・監督**

地域密着型サービス、基準該当サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防相当サービスの事業者や居宅介護支援事業者に対し、適切な集団指導・実地指導等、指導監督を行います。その他の介護サービス事業者及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅についても、県と協力し、適切な指導等を行います。なお、「新しい生活様式」を踏まえ、インターネットを活用した実地指導の具体的な方法について検討、実施します。

### **④介護サービス相談員事業の活用**

介護サービス利用者などから介護サービスの不満や疑問、要望などを聴き、サービス利用者の権利擁護、事業者のサービスの改善と質的向上につなげるため、介護サービス相談員の派遣を継続するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への派遣を視野に、相談員の人材確保と育成を図ります。

### **⑤利用者の安全確保と非常時への備え**

介護サービス事業所における事故発生時には、市への報告を徹底するとともに、その分析とフィードバックを通じ事業所への事故防止の啓発を行います。

また、事業者に対し、市の防災計画をはじめとする防災情報を提供し、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制の構築など地域と連携した防災・防犯の備えを促すとともに、避難確保計画の作成を求めます。併せて、感染症流行などの非常時にも対応できるよう業務継続計画の作成について、事業者への普及・啓発を促進します。

## (4) 介護人材の確保

### 【現状と課題】

サービスの質の向上を図る上では、優良な介護人材を確保することが不可欠となっています。本市でも、県が行う各種人材確保事業の周知を行うとともに、入職3年目程度の介護職員向け連続講座を実施し、職員の定着を図っています。

しかしながら、慢性的な人材不足により、介護職員を安定的に確保することが難しくなっていることから、潜在的な人材の掘り起こしも含め、さまざまな手段を使って介護人材の確保に取り組む必要があります。また、国・県と連携しつつ、市独自でも人材確保や人材育成を進めていくことが必要です。さらに、介護現場の負担軽減に向けて、業務の改善・効率化を進めることが求められます。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・看護人材確保事業による研修受講者数(人)	735	960	1,180	1,400	1,620

※各年度末現在。受講者数の累計。

### 【具体的な取り組み】

#### ①介護人材の育成

県の取り組む資格取得支援や人材のマッチング、市が実施する支援事業について情報提供に努めるとともに、介護の仕事に興味を持ってもらうための啓発の実施等について、検討します。

また、市独自で実施する介護職員定着のための研修を継続・充実させるとともに、より効果的な研修について検討します。

将来の介護人材の確保を見据え、小中学校のキャリア教育の一環として、体験学習・出前講座などのアプローチを行い、介護に関する仕事のやりがいや素晴らしさを伝える方策を検討します。

#### ②業務の効率化

介護ロボット、ICTなどによる業務の効率化や会議の簡略化・オンライン化などについて、先進事例等の情報提供を図ることで、人材の有効的な活用を働きかけます。

また、市は各種提出書類の簡略化や書類作成に関する助言を通じ、事業者の文書事務の負担の軽減を図るとともに、介護保険サービス事業者連絡会などの事業所間の意見交換の場を提供することで、業務のスリム化を相互に高め合う関係づくりを支援します。

## (5) 介護保険事業の適正化

### 【現状と課題】

介護保険事業は、被保険者から納められる保険料と国民の税金とで成り立っていることから、適切な利用が求められます。しかし、利用者が真に必要なとしない過剰なサービスの提供といった問題点が指摘されており、さまざまな角度から適正化を図ることが必要です。

本市でも、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知という5つの事業に取り組み、適正化を図っています。さらに、特定福祉用具購入の点検においては、購入前にケアマネジャー等の専門職による理由書の提出を求めており、その身体状況等に照らして購入の必要性を判断しています。

今後も、引き続き適正化事業に取り組み、介護保険制度を安定的に持続していくことが求められます。

### 【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検の実施件数（件）	282	290	300	310	320

### 【具体的な取り組み】

#### ①要介護認定の適正化

要介護認定の適正化を図るため、認定調査及び認定審査において内容の点検を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めるとともに、全国の保険者と比較した分析等を行うなど、要介護認定の適正化に向けた取り組みを行います。

#### ②ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、利用者の自立支援のための適切なケアプランになっているかという視点から、市の方針をケアマネジャーに伝えたくうえで、適宜、点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なとするサービスを確保します。また、その状態に適合していないサービスが提供されていると判断される場合には改善を求めます。

点検を実施するにあたっては、適正化システムの活用を図りながら、個々のケアマネジャーのケアプラン作成傾向を分析するなど、継続的にケアプランの質の向上に努めます。

さらに、適否の判断が分かれるケアプランについては、自立支援型地域ケア会議において取り扱うこととし、多職種の見解を取り入れた点検のしくみづくりに努めます。

#### ③住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、改修工事を施工する前に工事見積書の点検を行うとともに、施工状況等を点検するなど、利用者の状態にそぐわない不適切、あるいは不要な住宅改修を

防ぎます。点検にあたり、理学療法士による助言等の実施について検討します。

また、特定福祉用具販売、福祉用具貸与についても、福祉用具の必要性や利用状況等の把握に努めることで、利用者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進め、不適切、あるいは不要な福祉用具が購入または貸与されることを防ぎます。

#### **④縦覧点検・医療情報との突合**

介護報酬の支払状況にかかる縦覧点検や医療情報との突合について、費用対効果が最も期待できることから、国民健康保険団体連合会に委託し、不適正な請求があれば事業者に対して改善を促します。

また、疑義がある請求については、国民健康保険団体連合会に各種データの抽出を依頼しており、市が直接点検を行うことで引き続き適正な介護給付を行います。

#### **⑤介護給付費通知**

利用者や介護サービス事業者に対して、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、利用者自らが受けているサービスを改めて確認することができ、また、介護サービス事業者からの介護報酬の請求が適正に行われるよう、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、利用者への通知を行います。

通知にあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業の利用実績の掲載を検討するとともに、単に通知を送付するだけでなく、より効果が上がるような工夫についても検討します。